

## 介護分野における特定技能協議会 協議会申請システムでのアカウントの取り扱いについて

従来、当協議会への申請手続きは、原則として受入機関が行うこととなっており、アカウントは一法人に一つとなっています。しかし、運用の適正化を図るため、新システムにおいて以下の取り扱いへ変更を予定しております。

なお、受入機関アカウントと登録支援機関アカウントの権限の違いを含めた詳細については、新システム稼働時のマニュアルにおいてご案内いたします。

<主な変更内容>

	現状	変更後（予定）
1	アカウントは <b>受入機関単位</b> となっています。 (1法人1アカウント)	アカウントは <b>個人単位</b> となります。 (1法人で複数の担当者が個々のアカウントを作成可能)
2	<b>原則受入機関による申請</b> をお願いしています。 (登録支援機関での代理申請は原則不可)	<b>受入機関がアカウントを作成した場合のみ、登録支援機関も代理申請が可能</b> となります。 <b>※補足事項あり</b>

### ※補足事項：

- ・アカウントの管理は登録支援機関のアカウントを含め、すべて受入機関の責任のもと行っていただきます。
- ・受入機関ご担当者用のアカウント（以下、受入機関アカウントと表記）と、登録支援機関ご担当者用のアカウント（以下、登録支援機関アカウントと表記）では、権限が異なり、それぞれのアカウントで行える操作や閲覧できる情報の範囲が異なります。
- ・登録支援機関アカウントにて閲覧・編集ができる外国人の情報は、当該機関で支援委託を受けた対象者の情報のみに限定されます。
- ・登録支援機関アカウントにおいて操作をした場合、情報共有のため、操作時に受入機関アカウントへメールが通知されます。
- ・一つの受入機関に紐づくアカウント間で、同一のメールアドレスは使用できません（一つの受入機関に対して紐づくアカウントのメールアドレスは、それぞれ異なる必要があります）。
- ・一つの登録支援機関が複数の受入機関の代理申請を行う場合、受入機関ごとに異なるアカウントを使用する形となります。

以上